

随意契約理由書

1 工 事 名	正蓮寺川立坑用吊金具設置工事
2 業 者 名	エム・エム ブリッジ株式会社
3	
正蓮寺川立坑（以下、「本立坑」という。）は、淀川左岸線 1 期事業における正蓮寺川付け替え工事の一部として整備し、河川管理者である大阪府西大阪治水事務所に引き渡し済みの施設である。本立坑は、立坑内に角落しを設置することで流水を遮断する機能を有するものであるが、本立坑の直上に淀川左岸線 2 期事業において橋梁の本線桁架設を行う計画となっていたことから、角落しの設置については、淀川左岸線 2 期事業者において、桁架設後に実施可能な方法を検討し、令和 7 年内に河川管理者に対して施工実演する計画となっていた。 そのため、「正蓮寺川立坑維持管理手法検討および実施業務」において桁架設後の角落し設置の実施方法を検討した結果、架設した本線桁に吊金具の設置が必要であることが判明したため、吊金具の設置を行うための工事発注が必要となった。 本工事は、吊金具設置に係る本線桁への影響を最小限にするとともに、河川管理者が令和 8 年 1 月からの実施を予定している正蓮寺川水路の維持管理作業に支障が生じないように年内に施工を完成させる必要があるため早期の対応が求められることから、本線桁の構造等を熟知している者と契約する必要がある。 エム・エム ブリッジ株式会社は、直上に架設した本線桁の工事の受注者として、桁の設計から施工を行った者で、桁の構造を熟知し吊金具を設置するために必要な補強等の検討条件を把握しており、本工事を行うにあたり、求めている期間内に設計を行うことが可能となる唯一の者であると共に、本線桁の施工実績があり、現地条件を熟知しており施工計画等の検討期間を最短で行える者であることから、契約相手方として適切であると思料される。 従って、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第二号に基づき、エム・エム ブリッジ株式会社と随意契約を行うものである。	
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第二号の規定による。	